

平成17年9月30日

金融庁総務企画局市場課内
金融審議会金融分科会第一部会事務局 御中

社団法人 信託協会

金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」に関する意見

金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」について、下記のとおり意見を提出いたしますので、ご高配賜りますようお願い致します。

記

【総論】

「中間整理」において、投資サービス法（仮称）を制定する目的は、「適正な利用者保護を図ることにより、市場機能を十分に発揮しうる公正・効率・透明な金融システムの構築」とされ、「幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備し、（中略）多様化するニーズに応じた金融商品・サービスの提供を可能とすることが望ましい」とされている。

投資サービス法制の目的の1つである横断的な規制整備の実現により、縦割り業法に起因すると思われる問題*が解消されるべきであり、今後、金融審議会第一部会においては、活力ある金融システムの構築の実現に向けて十分な検討をお願いしたい。

なお、中間整理における投資サービス法の対象範囲は極めて幅広く、横断的な規制整備の実現に当たっては、統一法の制定に縛られるものではないこともご留意願いたい。

また、検討にあたっては、特に次のような点にご配慮をお願いしたい。

【規制対象と業規制】

中間整理で投資サービス法の対象とされている投資（金融）商品・投資サービスの範囲は極めて幅広く、それらの特性や利用者が求めている役割は様々である。

信託商品については、現に自ら保有する（不動産等の）資産の管理、或いは財産の円滑な承継（贈与等）を目的とする信託や公益信託といった、一般的には投資目的とは言えな

* 例えば「資産運用」「資産管理」については次のような問題が存在している。信託財産の「資産運用」に関して、信託行為に基づき受託者として関与する場合と投資一任業者として関与する場合があるが、前者は信託業法、後者は投資顧問業法により規律される結果、適用される行為規制が異なること、指図権者に個別業法の適用がある場合を含め、包括的・横断的な規制が整備されていないために、一つの投資商品に投資サービス（「資産運用」「資産管理」）を提供する複数の業者が関与する場合の責任（忠実義務適用等）の分担について実態に即していないと思われるケースもあること。

い類型が存在する。これらの類型については、投資商品ではないことが明らかとなるように定義されることを期待する。

また、投資サービス業者に課される規制内容については、投資サービス業者が取扱う投資商品の性格に応じて適切な類型化がなされたうえで、適切な規制が検討されることを期待する。業規制による負荷は、一般的に商品コストの増大につながり、その結果、商品特性の維持にも影響を及ぼし、ひいては、利用者利便が損なわれることも考えられる。従って、業規制に関しては、対象商品のスキーム、目的等を踏まえ、規制の柔構造化を図ることで利用者利便と規制のバランスがとれた内容とし、二重規制や過剰規制が課されないことを期待する。なお、不招請勧誘の禁止については、利用者が金融商品・サービスと接する機会を減らすという面があるため、禁止の範囲拡大については慎重であるべきである。

なお、中間整理では海外において組成されたファンドについても国内ファンドと同様の取扱いとすべきであるとされているが、日本の法律の適用がない海外ファンドについて行為規制等を課す場合には、海外現地の法制度を勘案した行為規制となることが重要である。

【エンフォースメントと自主規制機関】

現状、違法登録者（無登録業者）の行為による弊害を多く指摘されており、実効性のあるエンフォースメントの確保が重要である。

それに関連して、自主規制機関のあり方について、自主規制機関の強化と加入義務付けが検討項目として挙げられている。この点については、イギリスにおいて、2000年金融サービス・市場法により規制機関をFSAに一元化した背景には、自主規制機関による規制の弊害もあった模様であり、自主規制機関の実効性の観点も含め慎重な検討が必要と思われる。

また、これまでの議論においては、各業法の隙間からこぼれ落ちる者の違法的な行為等が大きな問題であるとの指摘があったところではあるが、これらに対しては規制の整備や自主規制機関の強化だけではカバー出来ないことも考えられる。違法行為者から被害を受けないため、また違法行為を受けた場合に迅速にかつ適切に摘発できるための利用者側への十分な投資教育や摘発された後に適切に処分が下せる行政体制の構築を優先して検討すべきと考えられ、こうした点も踏まえてバランスの取れたエンフォースメントの体制が実現することを期待する。

【書面取次ぎ】

中間整理において、「金融機関による有価証券の書面取次ぎの特例については・・・販売・勧誘業務に一本化すべきである。」とされている。当該業務は、利用者からの事務委託であり利用者に対する販売・勧誘行為は行われないため、今後の検討にあたっては、現状の利用者ニーズ、実態を踏まえた適切な対応を望む。

以上